

アダム・スミスの同感論と正義論

——近代における市民的感性についての一考察——

教育哲学・教育史研究室 小渕 朝男

Adam Smith's Theory of Sympathy and Justice

—A Study on Sentiments of Modern People—

Asao OBUCHI

How is it possible to construct a peaceful social order from a number of individuals acting on the principle of self-love? This problem is characteristic of modern times. Adam Smith gave his answer to it, developing the theory of sympathy and justice.

Smith argues that a fundamental human nature is the desire to be sympathized with, and that the desire makes original emotions of the agent harmonious with sympathetic feelings of the spectators. But according to Smith, spectators have a propensity to sympathize with agreeable emotions more easily than with disagreeable ones, so the agent is apt to cool his disagreeable emotions which are not sympathized with and to stir up his agreeable emotions which are easily sympathized with. Thus, men are transformed to socialized people who are fit for modern society.

As for Smith's justice, it will be made clear that his theory of justice presupposes the embodied-labour theory of value, and that from the same viewpoint he approves the profit in the capitalist production, sympathizing with the expect of owners of capital goods.

〔目 次〕

はじめに

I 同感論の特徴と性格

- A 同感情感の発生原理
- B 行為の判断原理としての同感
- C 同感論の性格

II 正義論の特徴と性格

- A 同感による正義の基礎付け
- B 正義感の社会的基盤
- C 正義論の性格

おわりに

はじめに

近代の市民社会は、諸個人の欲求の追求と社会的共同性の実現という二重の課題を背負いこんだ社会である。この二重の課題の統一的な実現をめぐって、個人の自由・平等についての諸々の理解や社会、国家に関する様々な解釈が登場してきた。

ここでとりあげるアダム・スミス¹⁾（1723～1790）もまた、そうした二重の課題に答えようとした理論家の一

人であった。諸個人の自己実現と類としての共同性の達成を統一的に可能にするような理論を構築することは、容易なことではない。そのためには、社会一國家論への批判と人間論への批判という両面批判が不可欠である。アダム・スミスは、こうした社会と人間との両面批判を統一的に遂行することに一定の成功をおさめたゆえに²⁾、近代市民社会理論の古典的完成者たりえたのであった。

しかしながら、スミスの、こうした人間と社会への両面批判がどういった性格のものであり、どういった限界をもっていたのかは、必ずしも十分には明らかにされていないように思われる。また、最近のスミス研究の中心的論点の一つである『道徳感情論』第6版（1790）での大幅な増補、改訂についても、その理由を、『道徳感情論』初版（1759）での道徳感情が『国富論』（1776）の経済的世界を経ることによって腐敗したためと説明しているが³⁾、それが誤りではないにしても、そのような説明は、『道徳感情論』と『国富論』とは性格を異にする書であるという、かつての「アダム・スミス問題⁴⁾」にみられたようなスミス理解に後退する危険をもつてい

る。そうなってしまう原因の一つは、これまでの『道徳感情論』における同感や正義についての研究⁵⁾が、その理論的な骨組みを覚えることを中心的課題としてきたためであると考えられる。スミスの同感論や正義論の理論的構造や機能については究明がすすんだが、その一方で、同感や正義の具体的な内容への着目が弱かったといえる。むしろ、スミスの同感論や正義論を、その論理構造の把握と同時に、その現実的な内容や性格についても検討することによって、初めてスミスの果たした歴史的役割や『道徳感情論』第6版での増補、改訂の意味が鮮明になってくるのではないだろうか。

また、スミスの『道徳感情論』がイギリス経験論における人間的自然の探究の流れに位置することからも、同感論、正義論の具体的な内容に迫った探究が必要であると考えられる。このことを説明するためには、イギリス経験論における人間的自然の探究が、イギリス近代思想史の中にどのように位置付くのかを述べる必要があろう。

近代のイギリス経験論において、社会との関連で人間的自然を考察した最初の思想家はホップスであった。彼にとって、人間的自然は主に生理的諸欲求のレベルで考えられていた。そのため、ホップスにおいては、自然の人間がそのまままで作りだす社会の自然状態は「万人の万人に対する闘争」という状態になってしまうのである。

これに対し、ロックの考える社会の自然状態は格段に穏やかな状態になる。彼のいう自然状態は、「自由の状態ではあるけれども、放縱の状態 (a state of licence) ではない」のである。「自然状態には、これを支配する一つの自然法があり、何人もそれに従わねばならぬ。この法たる理性は、それに聞こうとしさえするならば、すべての人類に、一切は平等かつ独立であるから、何人も他人の生命・健康・自由または財産を傷つけるべきではない」ということを教えるのである⁶⁾。ロックの自然状態がこのようになるのは、ロックの考える人間の自然が、けっして孤立的抽象的な個人の自然ではなく、「高度に社会化されており、あくまでも他者とのかかわりにおける人間⁷⁾」の自然であるからである。しかも、重要なことは、ロックのこのような自然状態の理解のうちに、彼の時代の生産と交換を中心とした市民社会の姿が、ロック自身十分に意識することなく、把握されている点である⁸⁾。ロックの自然状態は、確かにフィクションとしての性格をもっているが、そのフィクションとして生まれた自然状態像のうちに、前政治的、経済的社会としての市民社会像が反映しているのである。そこでは、個人は、自己の財産 (property) に対しての完全な自由をもち（所有権の確立）、それらを自由に交換することがで

きるのである。なぜなら、財産は、自己の労働を自然物に投入することによって得たものだからである⁹⁾。

もちろん、ロックはそうした前政治的、経済的な社会を概念的に把握していたわけではない。しかし、その後の市民社会理論の展開は、この自然状態の現実的な把握、すなわち経済的世界の社会科学的な把握へと進行する¹⁰⁾。イギリス市民社会論における17世紀から18世紀への転回、特に自然状態と社会契約の否定は、そうした自然状態把握の経験科学化にともなう当然の帰結なのであった。17世紀の自然法思想の課題は、市民社会の秩序化、安定化のために市民的政治権力を設立することであった。ところが、自然状態という言葉のうちに表象的に把まれていた前政治的、経済的世界が、市民的政治権力に守られながらも、それとは相対的に区別された、現実の秩序ある市民社会として発展していくにともない、次の18世紀の市民社会理論は、そうした現実の市民社会に内在している秩序や法則を経験的に探究することを課題とするようになる。そして、それは二つの方向への探究を必要とすることになる。一つは、社会に内在する秩序や法則それ自体の歴史的、経験的な探究の方向（社会科学の成立）であり、もう一つは、社会に秩序や法則を自ずと生み出す現実の人間自然についての経験的探究の方向（人間科学の成立）である。

このように考えてみると、イギリス経験論における人間自然の探究は、決して抽象的孤立的な人間本質の探究として理解されるべきものではなく、むしろ、近代社会において、とりわけ、生産、分業、交換といった前政治的、経済的な社会関係のなかにおいて（もちろん、親と子、夫と妻といった家族関係も無視できないが）、人間が自然と（naturally）保持することになる性質（nature）の経験的な探究として理解されなければならないということになる¹¹⁾。アダム・スミスの『道徳感情論』が、そうした人間的自然の経験的探究の流れに位置することは言うまでもない。したがって、その中心的な主題である同感論と正義論を考察するに際しても、単にスミスの同感論や正義論の論理的な面に注目するだけでは十分でないことになる。むしろ、スミスの同感論や正義論のうちに、近代的人間の自然が反映されていると考えるべきであり、スミスを通して、そうした近代における人間自然の特質を把握することが一つの重要な課題となってくる。そして、そのためには、同感論や正義論の論理構造を把握すると同時に、同感や正義の具体的な内容までも検討する必要があることは言うまでもない。また、そうすることによって初めて、『道徳感情論』第6版でスミスが大幅な増補・改訂をしなければならなかった根本的原因

がどこにあったのかということについても、理解できるようになると考える。本論文は、そのための第一歩であり、スミスの同感論と正義論を、その歴史的・社会的性格を展望しつつ、分析するものである。

また、そうした検討を通して次のような問題への示唆が得られるであろう。すなわち、同感は、人と人との相互関係から社会的な規範を導き出すための有効な原理たりうるのかどうか、あるいは、同感は、真に相互主体的な人間関係を創出しうる原理たりうるのかどうか、さらには、人と人との交流である同感と、個人のもっている感性の諸形式とは、いかなる関連をもっているのか、あるいは、もちうるのか、という問題である。

I 同感論の特徴と性格

A 同感情の発生原理

『道徳感情論』の冒頭でスミスは、どんな人間にも他人に対する同情（compassion）や哀れみ（pity）といった感情が生じると述べている。スミスによれば、そうした心理作用は、観察者が想像（imagination）によって当事者の置かれている境遇や立場に我が身を移すことから生じるのである（M.S. 9/5-6）。同感情は、したがって、当事者の感情と似ているとはいえ、決して当事者感情の感染や想像的複写ではなく¹²⁾、当事者と同様の境遇にいるとしたときの観察者自身の感情なのである。スミスが「同感は、その情念を見ることからよりも、それをかきたてる境遇を見ることからおこるのである」（M.S. 12/10）と述べているのは、そうしたことを示しているのである。

さらに、この当事者の状況や境遇に注目するということは、当事者の行為を、その行為の結果との関連において評価するよりも、その行為の原因との関連において評価することを意味しているのである（M.S. 18/22）。こうした状況や原因への注目が、スミスの同感論の認知的側面として指摘されているが¹³⁾、それ以上に、状況や原因への注目は、スミスにとっては、社会的に是認される利己心の範囲を同感によって確定するという、彼以前の理論家たちが成功しえなかつた難題を克服するための決定的な意味をもっていたのである。すなわち、ハチスンやヒュームにおいては、利己的行為への同感情の生成がその行為の結果との関連で捉えられていたために、結局、利己的行為の評価のなかに、「人類の福祉」とか「社会の利益」などといった。同感とは別の基準をもちこまざるを得なかつたのに対し、スミスにおいては、行為者とは別の意識主体である観察者が、行為者と同じような状況や原因のもとで、行為者と同じ程度の利己心を感じ

られるかどうかによって、利己的行為が評価されるために、利己心が反道徳的にならない範囲を同感以外の判断基準にたよることなく確定できたのであった¹⁴⁾。

同感における認知的要素すなわち状況や原因についての認識と、それに基づく想像上の立場の交換という論理が、スミスの同感論のなかでどれほど重要な意味をもっていたかが、以上から明らかになった。そして、スミスの同感理論の第一の特徴が、そこにあることは言うまでもない。

同感についてのスミスの捉え方の第二の特徴は、同感情が、当事者の悲嘆や苦悩に対して生じるだけでなく、当事者の歓喜や感謝といった快適な情念に対しても生じることである。スミスは、次のように述べている。

「哀れみと同情は、他の人びとの悲哀に対するわれわれの同胞感情をあらわすのにあてられたことばである。同感（sympathy）は、おそらく本源的には意味がおなじであつただろうが、しかし今では、どんな情念に対する同胞感情であっても、われわれの同胞感情を示すのに、大きな不適宜性なしに用いることができる。」（M.S. 10/8）

このように、スミスにおいては、悲嘆のような不快な情念に対する同胞感情も、歓喜のような快適な情念に対する同胞感情も、等しく同感として理解されているのである。したがって、スミスの同感は「無色であり中立的であって、どのような行為や情念に対してもなりたちうる¹⁵⁾」ということになる。

しかしながら、この同感の中立性は、その具体的な内容にまでたちいって検討すると、たちまち疑わしくなるのである。スミスは、「歓喜に同感するわれわれの性向は、悲哀に同感するわれわれの性向よりも、はるかに強いということ、そして、快適な情動に対するわれわれの同胞感情は、苦痛な情動に対してわれわれが抱くものよりも、主要当事者によって当然に感じられる情動の生々しさに、はるかに近づくということ」（M.S. 45/64）を断言しているのである。このことは、スミスの同感論においては、同感が当事者感情の質にかかわりなく成立するとはいえ、その同感の成立の仕方が、当事者感情が快適なものか不快なものかによって異なることを、示している。スミスにとっては、観察者は、快適な情念に対して同感しやすく、不快な情念に対しては、寛大さを示すことはあっても、同感としては低い程度の感情しか抱かないのである。スミスは、『道徳感情論』第6版での追加部分で次のように断言すらしているのである。

「単なる財産の欠如、単なる貧困は、ほとんど同情をかきたてない。それについての嘆きは、同胞感情の対象となるよりも、むしろ軽蔑の対象となる傾向が、あまり

に大きい。」(M.S. 144/255)

このようなスミス同感論における奇妙な構造は、ハイルブローナーの言うように¹⁶⁾、経済的な貧困について顕著な特徴であるが、このことは、以上のような同感の偏向性が、後で明らかになるように、経済的な世界を支えるにふさわしい人間自然の創出と密接に関連していることを示すものである。

スミスの同感理論における第三の特徴は、同感する側（観察者）から同感される側（行為者）への視座の移行である¹⁷⁾。これまで指摘してきた二つの特徴は、いずれも同感する側（観察者）から見た、同感成立の条件や事情について述べたものであった。それに対して第三の特徴は、一次的には同感される側にある行為者が、自分に同感する観察者の立場や状況に我が身を置いてみることを指すのである。スミスの言うことを聞いてみよう。

「自然は観察者たちに、主要当事者の諸事情を自分のものと想定するように教えるが、同様に自然は後者（主要当事者）に対して、観察者たちの事情を、すくなくともある程度自分のものとして想定するように教える。
……(中略)……観察者たちがたえず、もし自分たちが実際に受難者であったならば、みずからどう感じるであろうかを、考察しているように、当事者はたえず、もし自分が、自分の境遇に対する観察者たちのうちのひとりにすぎなかつたとすれば、どのようなやり方で自分はそれから感受作用をうけるであろうかを想像するようにみちびかれる。」(M.S. 22/28)

このように、スミスにおいては、想像上の立場の交換は、行為者の側からもなされるのであり、しかも、このことが、次節でみると、行為の判断原理としての同感の成立に決定的な重要性をもっているのである。

B 行為の判断原理としての同感

スミスの同感論の特徴を三点にわたって検討してきたが、ここまで説明は、まだ単なる同感感情の生成について述べたものにすぎない。『道徳感情論』の主題である、同感による行為の評価は、以上に述べてきた観察者の同感感情と行為者の感情とを基盤にして、次のように説明されている。

「主要当事者の本源的諸情念が、観察者の同感的諸情動と完全に一致しているばあいは、それらの情念は必然的に、この観察者にとって、正当、適当であり、情念の対象に適合したものと、思われる所以である。そして、反対に、事情をかれ自身のものとして考えたばあいに、それらの情念がかれが感じるところと一致しないことをかれが見出すならば、それらは必然的に、かれにとっては、

不当、不適当であり、それらをかきたてた諸原因に適合しないものと、思われる所以である。したがって、他人の諸情念を、その諸情念の対象にとって適合的なものとして是認することは、われわれがそれらに完全に同感するとのべるのと、おなじであり、そして、それらをそういうものとして是認しないことは、われわれはそれらに完全には同感しないと、のべるのとおなじである。」(M.S. 16/17)

行為の判断原理としての同感は、このように観察者の同感感情が当事者（行為者）の感情と、その激しさの程度におけるまで完全に一致することをいうのである。

しかし、考えてみると、観察者と行為者との、そのような感情的一致は、そう簡単に成立するものだろうか。感情の程度まで考慮して一致しているかしないかを問題にするならば、両者の感情が一致しないばあいのほうが、圧倒的に多くなるはずである。そうなったばあい、観察者と行為者とのどちらの感情に基づく判断が、より妥当であり適当であるかは、だれがどんな理由で判断するのであろうか。観察者も行為者も、互いに自分の評価のほうが正しいと主張し合うだけである。人々が互いに一致しうるような行為規範の形成を、同感判断に基づいて説明することは、たいへん困難になってしまうことになる。そうならないためには、観察者と当事者との、両者または一方が、感情的な不一致を是正するべく、感情的一致の方向へ歩みよらねばならないのである。スミス同感論の第三の特徴である、観察者から行為者への視座の移行が、ここにおいて重要な意味をもつのである。すなわち、感情的一致としての同感の成立は、観察者の同感能力の鋭敏さによってもたらされるのではなく、行為者（当事者）の同感能力によってもたらされるのである。少し長いが、スミスの説明を引用しよう。

「観察者と主要当事者とのあいだに、感情のなんらかの対応がありうるような、すべてのばあいにおいて、観察者は、なによりもまず、かれとしてできるかぎり、かれ自身を相手の境遇におき、受難者にたいしておこる可能性のある困難のあらゆるこまかい事情を、かれ自身ではっきり考えるよう努めなければならない。……(中略)……しかしながら、このことが全部なされたあとでも、観察者の情動はなお、受難者によって感じられるものの激しさには、およばないということが、きわめてありがちである。人類は、生まれながら同感的であるとはいひ、他人にふりかかったものごとにたいして、主要当事者を当然に興奮させると同じ程度の情念を、けっして心に抱くことはないのである。……(中略)……当事者は、このことに気づいていて、しかも同時に、もっと完

全な同感を、情念をこめて望むのである。……（中略）
 ……しかし、かれがこれを獲得することを望みうるのは、ただ、かれの情念を、観察者たちがついていける程度に低めることによってなのだ。かれは、もし私がそう言うことを許されるならば、その自然の調子のするどさを、平板にして、自分のまわりにいる人びとの情動と調和し協和する点まで、引き下げなければならない。」（M.S. 21-2/27-8）

当事者の自己規制（self-command）があつて初めて、観察者の同感感情と当事者感情との一致が成立するのである。同感する側（観察者）から同感される側（行為者）への視座の移行は、このような行為者による自己感情の冷却化という論理につながるものだったのである。

感情的一致への歩み寄りは行為者の側からなされるのであった。では、なぜ行為者は、本来の自己感情を犠牲にしてまで、観察者の抱く同感感情のほうへ歩み寄るのであろうか。この点に関しては、『道徳感情論』の出版直後に既にヒュームによって次のような疑問が述べられている。「あらゆる種類の同感がすべて快いものだという点をもっと詳細かつ十分に証明していただき」と¹⁸⁾。ヒュームのこの疑問に答えたものと思われる註が『道徳感情論』の第2版に付けられており、そこでスミスは、観察者の同感的感覚と当事者のもとの感情との完全な一致は、もとの感情の質にかかわりなく、「つねに快適で喜ばしい」（M.S. 46/71-2）情動を呼び起こすと述べている。さらに、第6版で追加された第3部第2章のなかでは、自然によって、人間のうちに他者からの同感（＝是認）を求める同感獲得本能とも言うべき欲求が授けられている、と述べられている（M.S. 116/237）。行為者が、本来の自己感情の激しさを引き下げてまで、観察者の同感感情の程度に近づこうとする理由は、ここにあつたのである。行為者にとっては、人々から同感され是認されること以上に喜ばしいものはないのであり、人々から同感されず是認されないことほど憂うつなことはないのである。スミスが、人間をいかに社会的（社交的）に捉えているかが、最も顕著に出ているところである。

C 同感論の性格

行為者が、観察者からの是認を本源的に求めるために自己感情を冷却化する結果、感情的一致が得られるのであった。同感され是認されることを希求するためとはいえ、行為者が、観察者の同感感情の程度にまで自己感情を低めなければならないということは、逆からみれば、行為者が観察者の冷たさを十分知っているということを意味していないだろうか。同感を軸に論が展開している

『道徳感情論』の世界（スミスが表象している市民社会）は、同感という言葉から想像されるような、人間的諸感情の豊かな相互交流の社会ではなく、むしろ、互いの境遇や立場を知りえず、そのためにもちろん互いに同感も期待しあえない、見知らぬ人々によって構成されている社会なのである。『国富論』の中で、スミスが次のように述べていることも、このような捉え方がまちがいでないことを示すものといえよう。

「文明社会では、どのようなときでも、人間はたいへんな数にのぼる人々の協働や援助を必要としているにもかかわらず、かれは自分の全生涯をかけても、少数の人々の友情をかちとることさえやっとのことなのである。」（W.N. 26/(1)119）

互いの立場や境遇を知らない見知らぬ人々の社会においては、行為者のほうから観察者の同感や是認を得るために努力がなされるのである。その努力が、当事者感情の自己冷却化なのである。

もっとも、行為者は常に自己感情を低めるばかりとはかぎらない。行為者が自己規制するのは、人々から同感され是認されたいがためであった。ところが、観察者は、不快な情念に対してよりも、快適な情念に対してのほうに同感しやすい傾向をもっていた。後者の快適な情念に対しては、その情念がひきおこされた原因や事情について知りえない見知らぬ人々ですら、同感する傾向をもっているのである。このような同感傾向をもつ観察者のなかでは、行為者の同感獲得欲求は、自己感情の冷却化とは逆に、自分が生来的にはもつことのなかった野心を生みだす原因となるのである。「観察されること、注目されること、同感と好意と明確な是認とをもって注目されること」こそ、「貪欲と野心の、富、権力および卓越の追求の」利点のすべてなのである（M.S. 50/72-3）。

近代社会における市民感情の諸特徴が、スミス同感論の具体的な内容にいかに忠実に反映しているかは、以上の通りである。他者から同感され是認されることを本源的な欲求としている人間観から出発しているスミスの同感論に、そうした近代人の諸特性が反映しているのは、当然ともいえる。スミスの同感論が社会の構成員一人ひとりの感情に基づきながら、その相互性のなかから、社会的規範を尊くという積極的な面をもちながら、逆に、その感情的相互性ゆえに、「人々が欲しているがゆえに、それは正しい」といった論理を含んでいることも確かなのである²⁰⁾。とはいって、以上において明らかになった近代の市民感情の諸特性を忠実に反映しつつ、社会のうちに秩序と調和をもたらしうる理論大系を打ちたてるには、既に述べたスミス同感論の三つの特徴が重要な意味を担

っていたのであった。

II 正義論の特徴と性格

A 同感による正義の基礎付け

『道徳感情論』の中心的な主題のひとつが正義論にあることは言うまでもない²¹⁾。スミスは、正義を同感によって基礎付けるのであるが、既に検討してきたように、同感の具体的な内容の中に、近代の市民的なものの感じ方の特質が、かなり忠実に反映されていた。となると、ここで考察の対象とする正義についても、それが同感に基づきをもっていることを考へるならば、その具体的な内容に近代の社会原理とそれを生み出す近代人の感性様式が反映しているのは、当然であろう。スミス正義論のうちにそれを探すことがここでの課題である。まずは、スミスが同感の原理から正義をどのように導き出すかを、みるとしよう。

スミスによれば、正義は「それを守ることが、われわれ自身の意志の自由にまかされず、力強く強請されてよい」(M.S. 79/125) 德性なのである。したがって、正義の侵犯は当然、処罰の対象となる。正義を犯し、当然に処罰の対象となるような行為がもっている特質を、スミスは「欠陥(demerit)」と呼ぶ(M.S. 18, 67/22, 103-4)。したがって、欠陥をもつ行為とはいかなる行為であるかが明らかになれば、正義も、その欠陥行為の否定命令形として基礎付けられることになる。そして、スミスは、その欠陥判断 (=正義判断) が、同感に基づくことを次のように説明する。

「行為の欠陥についてのわれわれの感覚は、受難者の憤慨に対する、わたくしが間接的同感と呼ばうとするものから、生じる。われわれが受難者の憤慨にはいりこむことが、われわれの心が前もって行為者の諸動機を否認し、それらに対するすべての同胞感情を放棄するのではないかぎり、たしかに不可能であるように、この理由で、欠陥についての感覚は、……ひとつの複合感情であって、ふたつの区別された情動からなっているように思われる。行為者の諸感情に対する直接の反感と、受難者の憤慨にたいする間接の同感とのふたつである。」(M.S. 75/116-7)

ここでいわれている、行為者の動機や意向に対する否認と受難者の憤慨に対する同感とは、ともに想像上の立場の交換によって成立すると考えられている。しかも、この場合の観察者は、行為者の行為になんら「利害関心のない傍観者」、すなわち行為者と被害者との双方に対して「中立的な観察者」なのである(M.S. 69/107)。こ

の中立的な観察者が、行為者と被害者との両方の立場に想像上の立場の交換を行い、その上で、行為者の動機や意向を同感せず (=否認し)、被害者の憤慨を同感する (=是認する) ことになれば、その行為は欠陥をもつ行為だと、すなわち正義を犯す行為だと、判断されるのである。

このばかり、注意しなければならないことは、スミスが、中立的な観察者による、被害者の憤慨に対する同感を「間接的同感」と呼んでいることである。中立的な観察者は、行為者が正当でない動機から出た行為によって他の人に対して何らかの侵害を行なったという事実を観取するならば、当の被害者が実際にどの程度の憤慨感情を抱いているかにかかわりなく、自分がそうした侵害をうけたならばどう感じるであろうかという、同感による自分自身の憤慨感情にもとづいて、当の行為を判断するのである。このような当事者の実際の感情との一致を必要としないような同感を、スミスは「架空の同感(illusory sympathy)」(M.S. 71, 78/109, 121) と呼んでいる²²⁾。このような同感による欠陥判断からも明らかなように、欠陥判断すなわち正義判断は、結局、中立的な観察者 (=当の行為に直接の利害関係をもたない人々) がいかなる行為に対して憤慨感情をいだくか、ということに帰着することになる。

B 正義感の社会的基盤

中立的な観察者はいかなる行為に憤慨するのであろうか。ところが、憤慨は自己自身のなにものかが侵害されたときに生じる感情である。したがって、この問いは、侵害されてはならない「自分自身のなにものか」とは、何かという問いかになる。言うまでもなく、それは「権利」である。憤慨は権利への侵害によってひきおこされるのであり、正義の目的は、そうした権利への侵害を防止することにある。すぐあとで見るよう、スミスにおいては、権利もまた同感によって説明されているのであるが、そうした同感的相互承認からの権利感覚の成立と、人々の憤慨感情に基づく正義感の生成とは、同時並行的に進行したのである。正義感とは、まさに権利についての感覚にほかならないのである。以下、スミスの権利論、とりわけ所有権の説明を検討するが、それが所有権についての正義感の検討であることは、以上から明らかであろう。

スミスは、『法学構義』の中で、人は、第一に人間として、第二に家族の一員として、第三に国家の一員として、その権利が侵害されることがあると述べ、それぞれの権利を、自然権（身体や名声についての権利）、所有

権、夫としてあるいは妻としての権利、臣民の権利などと呼んでいる（L.J.(B) 399/92）。そして、スミスは、権利の基礎（根拠ではない）を同感においているのであるが、その例は、以下で述べる所有権の基礎付けの他にも、次のようなものがある。例えば、「妻の不貞について、スミスは「夫の嫉妬に対する同感から、その妻に対する公衆の憤慨が生じ、したがって彼らはそれを憤りかつ罰しようとするにいたる」と説明しているのである。（L.J.(B) 438/194-5）

所有権の説明になると、こうした感情論的な説明が、一層顕著になる。「最初の持主が提出する正当な期待こそ、所有権が先占によって獲得される根拠である」（L.J.(A) 17）と述べられたり、「時効は、長期間占有していたものに対するその占有者の愛着の想定と、長期間その占有外にあったものに対する昔の占有者の愛情の離脱の想定にもとづく」（L.J.(B) 461/249）と言われたりしている。ここでいわれている「正当な期待」や「占有者の愛着」が中立的な観察から同感されることは認められており、なぜ人々が同感するのか、どんな状況認識にもとづいて観察者が同感するのか、という点については、スミスはほとんど手がかりとなるようなことを語ってはいないのである。

ロックのように、所有の根拠として労働をもちだしている箇所が二つあるが、一方は、古代の相続法についての原理的説明として簡単にふれているだけであり（L.J.(B) 462/252）、もう一方の箇所にても、「土地の占有と資財の蓄積との双方に先行する事物の本来の状態のもとでは、労働の全生産物は労働者に、属している」（W.N. 82/(1)219）と言い、あたかも所有の根拠は投下された労働にあるかのような言い方をしながらも、結局は、次のように結んでいるのである。

「労働者が自分自身の労働の全生産物を享受するという、この事物の初めの状態は、土地の占有や資財の蓄積の最初の導入のあとまで続きうるものではなかった。それゆえ、この状態は、労働の生産諸力におけるもっとも顕著な改善がおこなわれるずっと以前におわりを告げたのであって、それが労働の報酬つまり賃金にどのような効果をおよぼしたかをこれ以上さかのぼってあとづけるのは無益であろう」。（W.N. 82-3/(1)221）

要するに、スミスにとって、所有の根拠を労働によって説明できるのは、基本的には私有財産の成立までのことであり、私有財産制の成立以後は、同感による感情論的な説明によってしか所有権を基礎付けることができないのである。自己労働に基づかない所有形態が、私有財産制の成立とともに発生するからである。こうした自己

労働に基づかない所有の代表ともいえる利潤が、同感によってどのように説明されるのかを、次にみることにしよう。

資本家的取得である利潤について、スミスは以下のように説明している。企業家（＝資本家）は、「自分の資財を回収するにたる以上のなにものかを期待できないかぎり」自己の資財をなにかに投資しようとは思わないし、また「かれの利潤がかれの資財の大きさに対してある比例をもたないかぎり、かれは小資財よりもむしろ大資財を使用することになんの興味ももてないはずである」。（W.N. 65-6/(1)186-7）このような利潤取得の説明を聞くと、スミスが資本家の立場や境遇にいかに精通していたか知れる。だからこそ、資本家の抱く利潤獲得への期待や興味に、これほど同感的な言い方ができるのであろう。

こうした利潤取得に対する同感的な言い方の背後には、スミスなりの資本の置かれている歴史的状況についての認識があったのである。スミスによれば、資本（＝資財）は、節儉によって増加され、浪費や不始末によって減少するのであり、「勤労がたとへどのようなものを獲得しようとも、節儉がそれを貯蓄し貯蔵しないならば、資本は増加しようにもけっしてできない」のである。（W.N. 337/(2)351）資本の蓄積をもっぱら勤労と節儉によるとする、このような捉え方は、利潤による資本制的蓄積ではなく、むしろ独立小生産者の、（蓄積というよりは）、まさに貯蓄に該当するものである。富の蓄積は、もっぱら勤労と節儉によるという把握がされていることは、スミスにうちに、こうした独立小生産者の社会像が表象されていたことを示すものであろう²³⁾。

スミスにとって問題だったのは、そうやって蓄えられた富が必ずしも資本として生産的に活用されるとはかぎらず、むしろ個人的な享楽や安逸のために消費されることが少なくないということであった。なぜ、そうなってしまうかといえば、勤勉と節儉によって富を蓄えた独立小生産者は、その富によって得られている「快適な境遇をかえたいという熱意をもたない」のであり、その蓄積された財貨を「新しい企てや冒険」にあえて投資するようなことはしないからである。（M.S. 215/447）なぜなら、彼らにとって、この現実の社会は「偶然性」（M.S. 97, 104/153, 165）によって支配されており、資財の投資という行為の結果がどうなるかも、まったく偶然性の支配下にあるからである。

こうした偶然性が支配しているような危険な企てに、勤勉や節儉によって得た資財を、個人的な消費を犠牲にしてまで、あえて投資するからには、それに見合った利

潤を期待するのは、当然である。利潤取得に対するスミスの同感的な発言の背後には、このような蓄積された富についての理解があるのであろう。もっとも、資本主義的生産様式の成立を迎えたこの時期の、蓄積された資財や富が、スミスの考へるよう、本当に勤勉と節儉によって蓄えられたものであったのかどうかは、多分に疑わしいのであるが²⁴⁾。

いずれにせよ、スミスの所有権についての説明は、一貫して、同感的な感情論に基づくものであった。しかも、所有に対するそうした同感は、所有の根拠や起源はほとんど問題にせず、いま財を実際に所有しているという所有の事実を、そのまま是認するものになっている。所有しているという事実がそれ自体として同感されるのは、前章でみた人々の歓喜への同感傾向のためであろう。しかし、それだけではない。利潤取得の説明のところで明らかになったように、所有の事実をそのまま是認するような同感の背後には、富は勤勉と節儉によるという独小生産者の蓄財観が存在しているのである。先に、自己労働に基づく所有は私有財産の成立とともにありえなくなったと述べたが、実はその指摘が、労働者に支払われるべき賃金についての説明であったことに注意してほしい。ここでの独立小生産者層にとっては、所有感覚はやはり、自分が実際に対象に投入した労働のうちにその現実的な基盤があったのである。

C 正義論の性格

スミスの所有権についての説明と、所有を是認する所有についての感性の社会的な基盤を考察してきた。スミスの所有権の説明は、所有の現実の起源を問うことなく、現実に所有している事がそのまま同感によって感情論的に相互承認されるものであった。そして、こうした所有への同感傾向は、所有は自己労働あるいは個人の節儉に基づくという独立小生産者の所有觀に支えられていたのである。

所有権の保護を主要な目的とするのが、正義であり、こうした正義を判断する感性的な基盤である人々の憤慨感情が、所有への同感傾向と同じ現実的な社会に支えられていることは言うまでもなかろう。それは、自己労働または個人の貯蓄による所有を原理とする独立小生産的な社会関係である。しかし、他方で、利潤取得を説明したように、スミスが所有による所有を原理とする別の社会関係、すなわち資本主義的生産関係を把握していたことも確かである。結局、スミスのうちには、二つの社会像が並存していたことになる²⁵⁾。しかし、そのことは問題ではないし、経済史的な事実と矛盾するものでもな

い。問題なのは、所有護得の原理が異なった二つの社会関係を抱えながら、労働による所有を原理とする、片方のみの社会関係に根ざした市民的感性でもって、所有権や正義の同感的基礎付けを行なったことである。こうした所有権論や正義論が、所有による所有を原理とする資本主義的経済関係の調和と秩序をいつまでも維持し続けることに適合的でないのは当然であろう。なぜなら、資本主義的所有関係は、スミスのいう正義に保護されこそすれ、決して規制されることはないのである。スミスによれば、「あらゆる人は、正義の法を犯さぬかぎり、各人各様の方法で自分の利益を追求し、自分の勤労および資本の双方を他のどの人または他のどの階級の人々のそれらと競争させようとも、完全に放任されるのである。」(W.N. 687/(3)502)

スミスの正義論は、このように資本の自由な活動を保証するものだったのである。その行きつく先を、スミスは有名な「見えざる手」でもって次のように述べている。

「あらゆる個人は、自分の自由になる資本がおよそどれほどのものであろうとも、そのためのもっとも有利な用途を見出そうと不斷に努力している。実をいえば、かれの眼中にあるのは自分自身の利益なのであって、社会のそれではない。ところが、自分自身の利益を考察してゆくうちに、かれは、自然に、否むしろ必然に、この社会にとってもっとも有利な用途を選好するようになるのである。……（中略）……かれは自分自身の利益だけを意図しているわけであるが、しかし、かれは、このばかりでも、その他の多くのばあいと同じように、見えざる手（invisible hand）に導かれ、自分が全然意図してみなかった目的を促進するようになるのである。」(W.N. 454-6/(3)52-9)

正義を犯さないかぎり、利己心にもとづく資本の自由な運用を放任することこそが、スミスにとって、貧乏人も含めた社会全体に富をいきわたせるための方策だったのである。「成員のはるか大部分が貧しく惨めであるのに、その社会が隆盛で幸福であるはずは断じてない」(W.N. 96/(1)249)と述べているように、実際に労働する人々の生活の改善がもたらされないかぎり、資本制的生産関係ですら是認されないという論理が、スミスの中に存在していることは確かである。しかしながら、その論理は、同感による正義の基礎付けとは全く別の地平にあり、「見えざる手」に表われているような自然的調和への信念の中にとりこまれているのである。

おわりに

以上の考察によって、スミスの同感論と正義論の社会・歴史的な性格のおおよその輪郭が明らかになったと考えられる。まず、同感論についてであるが、スミスの同感論は、同感という言葉から連想されるような、親密な人間関係や博愛的な社会関係を前提にしているのではなく、逆に、人間と人間とが互いにその境遇や立場を理解し合うことが困難であるような社会関係を前提にしており、同感は、そうした人と人とが人間的に疎遠にならざるを得ない社会において、行為の規範が判断され形成されてくる原理なのであった。人と人が自然に相互理解することが困難であるがゆえに、相手の立場への理解や原因についての認識といった契機を、スミスは自分の同感論のうちに取りこまなければならなかつたのであろう。しかし、スミスは、同感におけるそうした意識的倫理的要請にはそれほど期待せずに、結局は、同感されない行為者が同感されることを希求するがゆえに自分の感情を観察者の感じ方に合わせるということのうちに、社会の調和を展望したのであった。

互いの境遇や立場を理解し合うことが困難であるような社会に生存することは、同感されることを求める行為者にすれば、自分が人々から同感されることがめったにないことを意味する。そのため、行為者は、スミスいうところの、同感され是認されたいという根源的な欲求にかられて、人々から同感されないような行為（悲嘆や不満などの不快な情念に根ざした行為）については自己規制し、人々が同感しがちである、富や地位、名声などを求める行為については、孤立的な個人だったら生来的にはもたなかつたほどの激しさで、それらを追求することになる。そうした意味では、スミスのいう同感と同感獲得欲求は、近代的な人間自然の形成論であったとみることができる。

正義論については、まず、正義判断が観察者の架空の同感にもとづくとされていたように、結局、正義の基準は観察者すなわち一般の人々の感性の在り方に帰着することになった。特に、所有をめぐる正義（所有権）のばあい、所有は自己労働にもとづくという独立小生産的な感性を基盤にして、同感的に判断されていた。しかも、そこでは、同感における状況や原因についての認識という契機が脱落しているために、所有による所有といふ資本家的な利潤取得までも、同じ独立小生産的な所有についての感性によって同感的に認められるのであった。かくして、所有獲得のプロセスにかかわりなく、所

有権は所有しているという事実それ自体において認められることになる。しかも、この所有権の安定は、権力的強制という外枠をもちながらも、日常的レベルでは、諸個人のうちに内面的に主体化されている同感的な正義判断に支えられているのである。この諸個人に内面化した正義は、社会的富裕を増進させうる資本主義の生成、発展の基礎的条件となりながらも、それが資本主義的な所有原理についての認識を欠いたままの市民的感性から導かれたものであったために、資本主義的な生産関係を社会的に規制する原理とはなりえない宿命をもっていたのである。

（指導教官 堀尾輝久教授）

注

- 1) スミスの著作および講義からの引用は、本文中に次の略号で示す。邦訳のあるものは、斜線のあとに邦訳のページ数を示した。
 M.S.—The Theory of Moral Sentiments, ed. by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Oxford, 1976, 水田洋訳『道德感情論』、筑摩書房、1973年。
 L.J. (A, B)—Lectures on Jurisprudence, ed. by R. L. Meek, D.D.Raphael and P.G. Stein, Oxford, 1978. これには、通称「Aノート」「Bノート」と呼ばれる二つの講義ノートが収められている。「Bノート」のみ邦訳がある。高島善哉・水田洋訳『グラスゴウ大学講義』、日本評論社、1947年。
 W.N.—An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 2 vols., ed. by R.H. Campbell and A.S. Skinner, Oxford, 1976, 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』全5冊、岩波文庫、1966年。
- 2) 内田義彦『社会認識の歩み』、岩波新書、1971年。平子友長「近代市民社会理論の問題構成」（佐藤和夫他著『市民社会の哲学と現代』、青木書店、1984年、所収）
- 3) 田中正司『『道德感情論』と『国富論』』（経済学史学会編『『国富論』の成立』、岩波書店、1976年、所収）
 同、『『道德感情論』の思想と経済学』『季刊科学と思想』22号、1976年。
- 4) 「アダム・スミス問題」については、次のものを参照せよ。高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系』、岩波書店、1974年、特に第三章。（旧版名は『経済社会学の根本問題』、日本評論社、1941年）
- 5) 以下に挙げる諸研究が、本論文を執筆するうえで大いに参考になっていることは言うまでもない。
 水田洋「アダム・スミスにおける同感概念の成立」、『一橋論叢』、第60巻第6号、1968年。
 同、Moral Philosophy and Civil Society, in Essays on Adam Smith, ed by A.S. Skinner and T. Wilson, Oxford, 1975.
 A.L. Macfie, The Individual in Society; Papers on Adam Smith, 1967, 舟橋喜恵他訳『社会における個人』、ミネルヴァ書房、1972年。
 田中正司「同感論におけるヒュームとスミス」、『思想』、第593号、1973年11月。
 同、「スミス同感論における社会的自己意識の論理」、『横浜市立大学論叢』、第25巻3, 4号、1974年。
 同、「アダム・スミスの正義論」、『横浜市立大学論叢』

第26巻1, 2号, 1974年。

八幡清文「アダム・スミスにおける同感理論の完成」,
『一橋論叢』, 第72巻第4号, 1974年。

新村聰「同感概念の発展—ヒュームからスマスへ—」,
『経済学研究』, 第23号, 1980年。

同, 「正義論におけるヒュームとスマス」, 『イギリス哲学研究』, 第4号, 1981年。

6) John Locke, Two Treatises of Government, 1960, 鵜飼信成訳『市民政府論』, 岩波文庫, 1968年, p.12.

7) 平井俊彦『ロックにおける人間と社会』, ミネルヴァ書房, 1964年, p.143。

8) 田中正司『市民社会理論の原型』御茶の水書房, 1979年。
「ロックの自然状態論は、プロパティの所有と、その自由
処分の社会関係、換言すれば、プロパティの獲得、増大と、
その貨幣形態での蓄積に伴う労働生産物の譲渡、交換、
販売、通商等の自由を含む商業社会の存在を前提していた
のである。」(p.188)

9) John Locke, 鵜飼訳, 前掲書, 「第五章所有権について」を
参照。

10) 水田洋『近代人の形成』, 東京大学出版会, 1954年, 序章
および前篇参照。

11) 人間科学 (science of man) を確立せんとしたヒュームについて、杖下隆英は次のように述べている。「ヒュームの『実験』は経験にはほぼ等しく、観察に重点がおかれて、それに基づくデータの採集に根ざした帰納に近い作業となる」
(杖下隆英『ヒューム』, 効草書房, 1982年, p.14)

12) 田中正司, 前掲論文「同感論におけるヒュームとスマス」

13) 佐伯胖『「きめ方」の論理』, 東京大学出版会, 1980年, p.
226-7。

14) 八幡清文, 前掲論文

15) 水田洋, 前掲邦訳の「解説」, p.536。

16) Robert L. Heilbroner, The socialization of the individual in Adam Smith, History of Political Economy, vol. 14, no. 3, 1982, p. 437-8.

17) 水田洋, 前掲論文, 「アダム・スマスにおける同感概念の成立」

18) Adam Smith, The Correspondence of Adam Smith, ed. by E.C. Mossner and I.S. Ross, Oxford, 1977, p.
43. 水田洋訳『道徳感情論』p.18の注(4)を参照。

19) ルソーの人間観はここでいうような野心（ルソーのいう自尊心）を克服しようとするものであり、スマスとは対照的である。

20) 佐伯胖, 前掲書, p.230-1。

21) 田中正司, 前掲論文, 「アダム・スマスの正義論」。

22) 邦訳では「想像上の同感」と訳されているが、これでは実際に感情的一致が得られる同感とのちがいがはっきりしない。

23) 小林昇『『國富論』における人間像について』, 『季刊社会思想』第3巻第1号, 1973年。

24) 山崎怜「スマス財政思想の基礎視角」, 『花戸龍蔵古稀記念論集, 財政学の課題』1962年, 特に p.617の注(6)参照。

25) 和田重司『アダム・スマスの政治経済学』, ミネルヴァ書房, 1978年。